「大学生期における消費者教育推進事業」に係る企画提案公募に対する質問への回答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | 〇公募要領P.７「７審査の方法（２）審査基準」の審査項目「類似事業の実績（様式４「事業実績申告書」参照）及び事業実施体制（様式５「事業実施体制」参照）」「平成30年度以降において、消費者教育・啓発に関する事業を実施したことがあるか。」について、事業名に消費者教育とは謳われていないが、全体を通して見れば消費者教育に繋がると考えられるような事業についても、消費者教育・啓発に関する事業を実施した実績としてよいか。また、消費者被害にあわないようにするための教育に限定せず、大学生期の若者が経済、環境などの全ての面で自立できるようにすることや、消費者の立場から事業者とどのように関わっていくかなども、消費者教育に含められると考えて良いか。 | 「消費者教育・啓発に関する事業」の定義については、契約や消費者トラブルなどに限定した狭義のものではなく、持続可能な社会の実現をめざし環境に配慮することなど、広義に解釈していただいて良い。「大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）」の成人期（「大学・専門学生、若者」）に記載されているように、社会的課題を解決し、消費者市民社会の実現をするため、様々な活動に取り組むことも、大阪府として求めている項目であり、消費者教育と考えている。 |
| 2 | 〇仕様書P.２「５．事業内容及び提案を求める事項」令和２年度の課題として「②修了時にリーダー会への登録意思をオンラインで確認できなかった」について、具体的にどういうことか。 | 例年は対面で養成講座を実施していたため、講座修了時に受講者に対して直接リーダー会への登録を促すことができた。令和２年度については養成講座をオンラインで実施したことにより、受講者に直接声掛けを行い、リーダー会の活動内容の周知や登録を促す機会が失われた。その結果、例年に比べて登録者数が減少したため、課題として挙げている。 |
| 3 | 〇仕様書P.２「５．事業内容及び提案を求める事項（１）大阪府消費者教育学生リーダー（消費者教育・啓発に関する大学生のボランティア活動のリーダー）養成講座応募者確保のための大学コンソーシアム等との連携の構築」の「提案を求める事項（１）」「大学コンソーシアム等との連携を構築し単位互換ができる講座の設置を働きかける」について、大学コンソーシアムとあらかじめ連携し、繋がりがある状態での提案を求められているのか、事業を行っていく中で、連携を構築していくという理解で良いのか。 | 「大学コンソーシアム等」と記載しているように、必ずしもあらかじめ大学コンソーシアムと連携しておく必要があるわけではなく、応募者確保のための提案を求めている。ただし、選定委員会時に提案の実現性や具体性について、選定委員から質問が及ぶ可能性はある。 |
| 4 | 〇仕様書P.５「５．事業内容及び提案を求める事項（３）大学生による消費者教育・啓発に関するボランティア活動の支援」の「提案を求める事項（３）【留意事項】」「大学生がボランティア活動で実体験し充実感を持てる内容となるよう工夫すること。」について、養成講座の実施についてはオンラインでの開催に限定されているが、ボランティア活動や交流会等については対面での想定もしているのか。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、対面での活動が困難な場合を想定し、オンラインでの活動を提案しても良いか。 | ボランティア活動については、システムを構築することだけでなく、実際に何を行うか、どのように活動につなげていくか、等が重要であるとの考えに立ち、オンラインでの開催に限定していない。感染対策を行ったうえでの対面での活動も否定しないこととしている。オンラインでの活動の提案も可能である。 |
| 5 | 本事業の対象は大学生に限るのか。専門学生等も含むのか。 | 本事業は、学校教育法における「大学」の学生を対象として想定している。短期大学は含むが、専門学校は対象としていない。 |
| 6 | 〇仕様書P.６「６．提案にあたっての留意点「養成講座への受講者募集にあたっては、大学生に負担がかからないように有効な手段を講じること」　について、大学生の負担とはどのようなことを想定しているのか。 | 受講者となる大学生が講座の受講にあたって長時間拘束されるなどの、時間的な負担を主に想定している。 |